

**平成27年度ダイオキシン類に係る廃棄物焼却炉等設置者の
自主測定結果の報告状況について**

平成28年7月21日

ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設(大気基準適用施設および水質基準適用事業場)の設置者は、同法第28条第1項から第3項の規定により、排出ガス等の自主測定をおこない、その結果を都道府県知事に報告することが義務づけられています。

平成27年度に報告がなされた自主測定結果について、下記のとおり取りまとめましたので、同法第28条第4項の規定に基づき公表します。(岐阜市を除く県内分)

・自主測定結果は、報告のあった全ての施設が、排出基準に適合していた。
 ・自主測定結果が未報告であった6施設については、立入検査等により、自主測定の実施及び報告と適切な維持管理を指導していく。

<備考>

※ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設

大気基準適用施設：廃棄物焼却炉、アルミ合金溶解炉等からの排出ガスが測定対象
 ※液状の廃棄物を焼却する場合は、焼却灰等が発生しないため、大気基準適用施設の自主測定対象施設数と焼却灰等の自主測定対象施設数は一致しない。

水質基準適用事業場：焼却炉の廃ガス洗浄施設、下水道終末処理施設等が設置されている事業場の排水が測定対象

自主測定報告の結果

自主測定結果の報告状況等							
	測定対象 (排出基準、処理基準)	稼働中施設				休止等	合計
		報告有 (報告待ちを含む)	未報告	1年未満	小計 (報告率)		
大気基準 適用施設	排出ガス	148	6	0	154 (96%)	58	212
	焼却灰及びばいじん (処理基準 3ng-TEQ/g)	139	6	0	145 (96%)	57	202
水質基準 適用事業場	排水 (排出基準 10pg-TEQ/L)	11	0	0	11 (100%)	3	14

- 排出ガスの排出基準は、施設の規模や設置時期によって異なる。
- 『1年未満』は設置後1年未満のため、年1回の測定期限がきていない施設を指す。
- 焼却灰及びばいじんは、集じん機が設置されていない場合や液状の廃棄物の焼却等、ばいじん及び燃え殻が発生しない施設は測定の義務はない。
- 焼却灰及びばいじんは、排出基準は定められていないが、廃棄物として処理する際にダイオキシン濃度が処理基準を超える場合は、特別管理廃棄物として処理する必要がある。

※個々の事業所からの報告値については、[別表](#)をご覧ください。

(報告待ちの施設については、設置者から報告があり次第、別表の情報を更新します。)

未報告者への指導

(1) 未報告施設は、別表備考欄に朱書きで「未報告」とある施設

(2) 今後の指導

- 排出ガス、焼却灰及びばいじんの測定結果について、未報告施設には自主測定の実施及び県への報告を指導している。(罰則はない)
- 未報告施設に対しては、立入検査を実施して稼働状況を調査する。維持管理が適切に行われていない施設は優先的に行政検査の対象とする。
- 未報告施設の稼働状況により、施設の休止、廃止を含めて指導する。

※TEQ (Toxicity Equivalency Quantity) = 毒性等量

ダイオキシン類は、223 種類の物質の総称で、これらのうち毒性のある物質は 29 種類ある。

29 種類の物質の毒性は強弱があるので、最も毒性の強い 2,3,7,8-TeCDD (2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン) の毒性を1 (基準) として、他の物質の毒性の強さを換算した係数を用いてダイオキシン類の毒性を集計したもの。